

2019年7月16日

日本銀行金融市場局

国債系オペにおける決済代行者の2019年度定例承認について

1. はじめに

- 日本銀行では、次のスケジュールで、国債売買オペ、国庫短期証券売買オペ・国債現先オペおよび国債補完供給（以下これらを「国債系オペ^(注)」と総称します。）の2019年度対象先公募においてその対象先となった先が、国債系オペに関する決済を委託する決済代行者の2019年度定例承認を行うこととしました。

（注）国債系オペの取引方法等については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載している次の資料をご覧ください。

- ・「国債買入オペの取引概要」
- ・「国庫短期証券売買オペの取引概要」
- ・「国債現先オペの取引概要」
- ・「国債補完供給の取引概要」
- ・「金融市場調節取引におけるオファー停止、対象先除外等の措置について」

▼公募スケジュール

申出受付開始日	2019年7月16日
申出受付締切日	2019年9月3日午後3時
承認結果の通知	2019年10月中旬以降の予定
承認先との取引	承認結果の公表後所要の準備が整い次第開始

- 本日現在、国債系オペに関する決済を決済代行者に委託する承認を受けている場合であって、本年度も決済代行者に委託する承認を受けることを希望する先については、改めて応募して頂く必要はありません。本年度は決済代行者に委託する承認を受けることを希望しない場合には、2019年8月15日午後3時までに金融機関等名、部署名、担当者の氏名、電話番号および電子メールアドレスを記載のうえ、その旨を後掲の照会先宛てに電子メールによりご連絡下さい。電子メールのタイトルは「国債系オペにおける決済代行の承認取り消しの件（金融機関等名）」として下さい。

—— 本日現在、国債系オペに関する決済を決済代行者に委託する承認を受けている場合であって、上記の電子メールによる連絡を行わなかった先については、応募があったものとみなし、**2.** のとおり承認を行います。

2. 決済代行者の承認

- 決済代行者は、「国債系オペにおける決済代行者の定例承認基準・手続」(別紙)に基づき承認します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して承認を行うこと、または承認された決済代行者の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

3. その他

- 国債系オペにおける決済代行者の承認は、定例承認のほかにも随時行っていますが、定例承認中の2019年8月の第9営業日(8月14日)から定例承認結果の公表日までの間は、原則、随時承認を停止します(8月の第8営業日(8月13日)までは随時承認を受け付けます。)。随時承認の応募を希望される場合には、予め下記の照会先にご相談下さい。

以 上

<照会先>

日本銀行 金融市場局

市場調節課 オペレーション企画グループ

中 村 (03-3277-1277)

小坂田 (03-3277-1272)

E-mail : post.fmd26@boj.or.jp

国債系オペにおける決済代行者の定例承認基準・手続

1. 決済代行者の数等

- 国債売買オペ、国庫短期証券売買オペ・国債現先オペおよび国債補完供給（以下これらを「国債系オペ」と総称します。）の対象先が、国債系オペに関する決済を委託できる決済代行者は3先までとします。
- また、国債系オペの対象先が複数の国債系オペ^(注)の対象先である場合には、すべての国債系オペ^(注)に関する決済を同一の決済代行者に委託して下さい。

(注) 国債整理基金が行う国債買入を含みます。

2. 決済代行者としての役割等

- 金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、決済代行者および当該決済代行者に決済を委託している国債系オペの対象先には、「適切に連携をとることにより正確かつ迅速に事務を処理すること」を求めます。
- 決済代行者および当該決済代行者に決済を委託している国債系オペの対象先が、上記の役割に著しく背馳すると認められる場合その他の国債系オペにおける代行決済の適切な運用を確保する上で支障が生じると認められる場合には、当該決済代行者および国債系オペの対象先に対して理由を示したうえで、当該決済代行者および国債系オペの対象先の双方に対して、次の措置を採ることがあります^(注)。

(注) 国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

- ・ 決済代行者に対する措置・・・・・・・・代行決済の停止、あるいは決済代行者の承認取消
 - ・ 国債系オペの対象先に対する措置・・・・オファーの見送り、あるいは対象先からの除外
- ただし、個別の事情を勘案し、帰責事由がないと認められる者については、上記の措置の対象外とします。

3. 決済代行者としての必須基準

○ 決済代行者は、次の要件を満たしている必要があります。

(1) 日本銀行本店の当座預金取引先^(注)であること。

(注) 整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除きます。

(2) 当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること。

(3) 国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除きます。）であること。

(4) 国債資金同時受渡関係事務について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること。

—— なお、国債資金同時受渡関係事務における資金受入・払込先として、日本銀行本店との間で当座勘定取引を行う自己の店舗を指定している必要があります。

(5) 銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められていること。

(6) 申出受付開始日直前の決算期末（中間決算期末を含みます。以下同じです。）において、自己資本比率等が「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」に定める要件を満たすこと、または、申出受付開始日直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が当該要件を満たすようになったと確認できること。

—— 「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/mopo/measures/select/index.htm/>）に掲載しています。

—— 申出受付開始日直前の決算期末の自己資本比率等が、申出受付締切日までに判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。

—— 申出受付締切日において初回の決算期末が到来していない先であっても、日本銀行に決算期末の自己資本比率等を報告していた他の金融機関との合併、当該他の金融機関からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関からの会社分割による事業の全部承継を受けた先は申出が可能です。

(7) 申出受付開始日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率等が実質的に「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」に定める要件を満たしていないとみられる事情、その他信用力が十分でないと認められる特段の事情がないこと。

○ 決済代行者の承認後、決済代行者、または決済代行者として承認された先であつ

て所要の約定を未締結の先に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該決済代行者から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、決済代行者の承認を取消すこと等があります^(注)。

(注) 国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

4. 申出

(1) 申出の方法

- 新規先（2019年度対象先公募において国債系オペの対象先となることを希望する先のうち、公募開始日現在において国債系オペに関する決済の委託をしていない先をいいます。以下同じです。）および当該新規先の決済代行希望者（国債系オペに関する決済の委託を受けることを希望する金融機関をいいます。以下同じです。）は、連名により、別添の申出書を提出して下さい。

—— 申出書は新規先および決済代行希望者の何れから提出頂いても構いません。

オペの種類 ^(注)	申出書	提出先・提出締切日時
国債売買オペ	別添	金融市場局 市場調節課 オペレーション企画 グループ （新館4F） 2019年9月3日 午後3時
国庫短期証券売買オペ		
国債現先オペ		
国債補完供給		
国債整理基金が行う国債買入	(注)	

(注) 希望先が国債整理基金が行う国債買入の対象先である場合には、別途届出を行って頂く必要があります。届出の手続等は、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループにご照会下さい。

- 既存先（2019年度対象先公募において国債系オペの対象先となることを希望する先のうち、公募開始日現在において国債系オペに関する決済の委託をしている先をいいます。以下同じです。）および当該既存先の決済代行者は、本年度も決済代行者の承認を受けることを希望する場合には、改めて応募して頂く必要はありませんので、別添の申出書の提出は不要です。

本年度は決済代行者の承認を受けることを希望しない場合には、2019 年 8 月 15 日午後 3 時までに、金融機関等名、部署名、担当者の氏名、電話番号および電子メールアドレスを記載のうえ、その旨を後掲の連絡先宛てに電子メールによりご連絡下さい。電子メールのタイトルは「国債系オペにおける決済代行の承認取り消しの件（金融機関等名）」として下さい。

—— 既存先であって、上記の電子メールによる連絡を行わなかった先については、応募があったものとみなし、承認を行います。

(連絡先) 日本銀行 金融市場局
市場調節課 オペレーション企画グループ

TEL : 03-3277-1277、03-3277-1272

E-mail : post.fmd26@boj.or.jp

住所 : 〒103-8660

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

- ただし、既存先が、現在は対象先となっていない国債系オペについて、2019 年度対象先公募において新たに当該国債系オペの対象先となることを希望する場合には、新規先と同様に、決済代行希望者と連名により、別添の申出書を提出して下さい。

(2) 申出に関する留意事項

- 申出にあたっては、以下の点にご留意下さい。

① 決済代行希望者について

イ. 決済代行希望者の数は 3 先までとして下さい。

ロ. 希望先（新規先ならびに既存先のうち本年度も決済代行者の承認を受けることを希望するものおよび現在は対象先となっていない国債系オペについて 2019 年度対象先公募において新たに当該国債系オペの対象先となることを希望するものをいいます。以下同じです。）が対象先となることを希望するすべての国債系オペについて申出て下さい。その際、決済代行希望者は同一の金融機関とするとともに、決済代行希望者の決済を行う営業所等および国債に係る代行決済口座区分（自己口 I または預り口の別）も、同一の営業所等および代行決済口座区分として下さい。

② 自己資本比率等について

イ. 申出受付締切日において、決済代行希望者が次の（イ）から（ニ）までの何れかに該当するときは、決済代行希望者は、何れに該当するかを記した適宜の書面とともに、ロ. の資料を提出して下さい。

（イ）申出受付締切日において初回の決算期末が到来していない先

（ロ）申出受付開始日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先（既に日本銀行に自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出済である先を除きます。）

（ハ）申出受付開始日直前の決算期末の自己資本比率等を、日本銀行に提出後、変更した先（変更後の自己資本比率等を日本銀行に提出済の先を除きます。）

（ニ）（イ）から（ハ）までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めた先（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します。）

ロ. 提出資料

（イ）日本銀行が指定する時点の自己資本比率等（実績値がない場合には、見込み値または監督官庁に見込み値を提出済であるときはその数値）、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料

（ロ）監督官庁に提出済の見込み値を提出する場合には、監督官庁への提出を証する書面

③ 決済代行者が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い

➤ 今回承認した決済代行者が、合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該決済代行者による代行決済について、日本銀行、当該決済代行者および当該決済代行者に決済を委託している国債系オペの対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、当該決済代行者による代行決済を停止することがありますので、予めご承知おき下さい。

➤ 上記の場合を含め、決済代行者として承認した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループに前広にご連絡下さい。

5. 承認方法

- 希望先が国債系オペの対象先として選定された場合に、3. の必須基準を満たし、かつ、2. の役割の遵守を確約した決済代行希望者を、希望先が対象先として選定された国債系オペにおける決済代行者として承認します^(注)。

(注) 国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

6. その他

(1) 規則等の貸与

- 代行決済に係る規則等の借覧を希望される場合には、2019 年 7 月 17 日から 8 月 30 日午後 3 時までの間、国債系オペの種類^(注) 別に貸与します。貸与の手続等は、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループにご照会下さい。なお、貸与した代行決済に係る規則等の転貸等は認めていませんので、希望先および決済代行希望者の双方が借覧を希望する場合には、個別にご照会下さい。

(注) 国債整理基金が行う国債買入を含みます。

(2) 承認結果の通知

- 決済代行者の承認結果は決済代行希望者および希望先に通知します（原則として、決済代行希望先および新規先である希望先には申出書にご記入頂いた連絡先の第 1 順位の方に通知します。既存先である希望先には日本銀行金融市場オンラインにより通知します。）。

以 上

国債系オペにおける決済代行者の定例承認に係る申出書

_____^(注1) (以下「甲」といいます。) は、下表の希望する国債系オペ（国債売買オペ、国庫短期証券売買オペ、国債現先オペまたは国債補完供給をいいます。以下同じです。）の対象先として選定された場合には、以下の 1. を確約のうえ、下表の国債系オペについて、_____^(注2) (以下「乙」といいます。) を決済代行者とすることを希望します。

乙は、甲が国債系オペの対象先として選定された場合には、以下の 1. から 3. までを確約のうえ、甲が対象先として選定された国債系オペについて、甲の決済代行者となることを希望します。

乙が甲の国債系オペにおける決済代行者として承認された場合には、同オペに係る決済を行う営業所等は_____^(注 3) とし、国債に係る代行決済口座区分は_____^(注 4) とします。

※希望する国債系オペの左欄に○を記入。

甲が対象先となることを希望する国債系オペおよび乙を甲の決済代行者とすることを希望する国債系オペ	
	国債売買オペ
	国庫短期証券売買オペ、国債現先オペ
	国債補完供給

(確約事項)

- 1. 甲および乙は、乙が甲の国債系オペにおける決済代行者として承認された場合には、「国債系オペにおける決済代行者の定例承認基準・手続」の 2. に掲げる役割を遵守します。
- 2. 乙は、「国債系オペにおける決済代行者の定例承認基準・手続」の 3. に掲げる基準を満たしています。
- 3. 乙は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

年 月 日^(注 5)

金融機関等名（甲）、金融機関等コード・4 桁

金融機関名（乙）、金融機関等コード・4 桁

(金融機関等コード・4桁) _____

(金融機関等名) (注1)

(役職名・代表者)

(注6) 印 (注7)

(金融機関等コード・4桁) _____

(金融機関名) (注2)

(役職名・代表者)

(注6) 印 (注7)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 国債系オペの対象先となることを希望する者の名称(日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名)を記入して下さい。外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注2) (注1)記載の者が決済を委託する金融機関の名称(日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関名)を記入して下さい。外国銀行の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注3) (注2)記載の金融機関に属する営業所等のうち、日本銀行本店と当座預金取引を行っている営業所等の名称を記入して下さい。

(注4) 自己口Iまたは預り口の別を記入して下さい。

(注5) 申出書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。

(注6) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注7) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの(署名鑑届出者については届出済の署名)を使用して下さい。

甲の連絡先(優先順位を付けて2名まで記入して下さい)

部署・役職	氏 名	電話番号	ファクシミリ番号	E-mail アドレス
1.				
2.				

乙の連絡先(優先順位を付けて2名まで記入して下さい)

部署・役職	氏 名	電話番号	ファクシミリ番号	E-mail アドレス
1.				
2.				